

非常勤職員（期間業務職員）の募集について

九州管区行政評価局では、行政相談業務及び行政に関する苦情等の受付・処理の補助に関する事務等を行う非常勤職員（相談業務補助職員）を採用することとしています。募集要領は次のとおりです。

募集要領

職名	相談業務補助職員
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政相談委員の支援等の行政相談業務の補助に関すること ・ 行政に関する苦情等の受付・処理の補助に関すること ・ 上記のほか、任命権者が指示する事項に関すること
募集人員	1人
応募資格	<p>行政運営の改善に熱意を有している方で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政について知識と経験を有する方 ・ 民間において苦情の受付・処理の経験を有する方 <p>上記に加えて、パソコン操作（ワード・エクセル等）の経験を有している方</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できませんので、御了承ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
勤務時間	8時30分から17時15分まで（土日休日を除く）（休憩時間：12時00分～13時00分）
勤務地	宮崎行政監視行政相談センター（所在地：宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階）
雇用期間	令和8年8月1日から9年3月31日まで。 採用後、原則として1月間は条件付採用期間とする。
賃金支払日	原則として毎月16日（毎月末日締切翌月支払）
賃金	○日給：12,833円 ※期末・勤勉手当：有（当方規定による）
通勤手当	一般職常勤の国家公務員に準じ実費相当分を支給（当方規定による。）
退職手当	有（一定条件下で6月を超えて勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用されます。）
加入保険等	雇用保険（ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。） 社会保険（国家公務員共済組合制度（短期給付）が一定条件下で適用されます。）
住宅	無・住居手当有（当方規定による）
応募方法	<p>履歴書（写真貼付）に必要事項を記載し、下記送付先まで郵送又は電子メール（ファイル形式はPDFとします）により提出願います（応募締切り：6月12日（金）必着）</p> <p>応募に当たり、郵送の場合は封筒に「相談業務補助職員応募」と朱書きし、電子メールの場合は件名に「相談業務補助職員応募」と記載してください。</p> <p>書類選考を通過した方に、面接日時等を通知いたします。</p>
その他	<p>応募の秘密については厳守いたします。（応募書類等の返却はいたしません。）</p> <p>採用者にあつては国家公務員法の適用を受けます。</p> <p>雇用期間後については、勤務成績が一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。</p> <p>また、一定条件下で1年を超えて勤務した場合、社会保険の適用除外となり、国家公務員共済組合制度（長期給付）が適用されます。</p>

履歴書の送付先

○郵送

〒880-0805

宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

宮崎行政監視行政相談センター

○メールアドレス

miyaz02@soumu.go.jp

問合せ先

宮崎行政監視行政相談センター

TEL 0985-24-3370（直通）